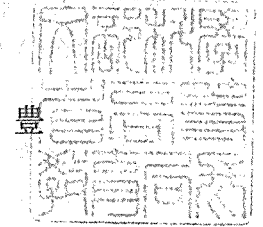


28文科高第347号
平成28年6月24日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各公立短期大学長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各国私立高等専門学校長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省高等教育局長

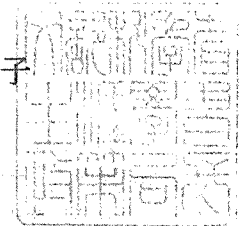
常盤



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

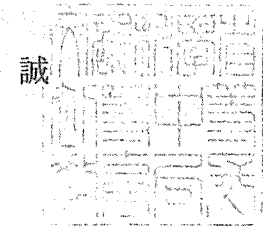
有松育子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の創設
について（通知）

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等が公布・施行（施行期日：平成28年4月1日）され、平成28年4月から、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」が創設されました。

本制度は、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税を非課税とする制度です。

本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていることについて、文部科学大臣の確認を受ける必要があります。この確認を受けることを希望する場合には、別添の手引きを御参照の上、申請をお願いいたします（平成28年度の申請期間：平成28年7月1日～同年8月31日）。なお、当該手引きは文部科学省のホームページ（※）においても掲載しております。申請の様式は、当該ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

※http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

都道府県教育委員会及び都道府県知事等においては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び市町村、所管又は所轄の学校（専修学校の高等課程及び専門課程を含む。）その他の教育機関等関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いいたします。

なお、都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、引き続き、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の2第1項の規定により印紙税が非課税となりますので、新たに確認申請をする必要はありません。

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
法規係 出分、近藤、阿久津
電話 03-5253-4111（内線 2517）